甲氷玉振号

共廿八

共廿五

ル 4
11
5

# 九十

此者事ろるまて候而一百石の代官として別紙
まゐらせ候五月九日　小早川隆景

東京帝國大學圖書
門 ル呂4 號 11 巻 5

筑前國續風土記巻之九目録

御笠郡下

水城　苅萱関　御笠之森　白川

染川　城山　蘆城　[illegible]神社

通古賀村　原田村　佐倉院　衣掛天神

雑餉隈　白井村　宰府天神　天拝山

中村　牛頸村　武蔵村　武蔵寺

筑紫神社　荒穂明神社　湯町　隈原

天山　吉木村　二日市　根遣々坂

岩村　針摺　[illegible]寺村　片野

山家　御笠寶満神　大沼小沼　山家枝

出羽国風土記巻之九

出羽三郡

出羽

日本紀に曰く[illegible] 元明天皇三年[illegible]越後国[illegible]
[illegible]越後国[illegible]出羽[illegible]出羽郡[illegible]
[illegible]郡より[illegible]出羽[illegible]
[illegible] 和銅[illegible]天皇[illegible]天平神護元年[illegible]
[illegible]出羽と[illegible]
ところ[illegible]後日本紀[illegible]今[illegible]
其の陸[illegible]西の陸[illegible]三[illegible]西の陸の[illegible]
[illegible]

暮の鐘の時しやありし様の月と日と出て
たくは日と文殊十年は佐の日の日とけりおく
大ならは二ておて同りおしりくは長寿三尺計に
とく人々ありては夜で在て天分は是と佐と[illegible]
時の是ならは千[illegible]の方[illegible]成り木を
御[illegible]しらの[illegible]世[illegible]れまくなき大[illegible]
其[illegible]の大[illegible]のかや[illegible]の世[illegible]や大[illegible]の徒[illegible]
水[illegible]の[illegible]と[illegible]りは[illegible]千
一[illegible]とや[illegible]と思へり　や[illegible]の[illegible]の[illegible]
名[illegible]か[illegible]て[illegible]つ[illegible]の[illegible]
大[illegible]
後れ

え[illegible]見七たくは[illegible]や[illegible]
見[illegible]
水論聟
文木　大夜の多[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]十[illegible]
入り[illegible]の[illegible]
まりなく[illegible]り[illegible]の大[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]大[illegible]の徒[illegible]
今の大[illegible]なり一[illegible]の[illegible]
ありとの[illegible]なり見[illegible]
[illegible]
[illegible]長

かくまて疑なし
然久方や天なつかし君か代の影の長きを祈とかや定　先後

苅萱関

是古き村の跡同宰府作置の例に其世々世に
天智天皇の御宇とかれたる実なりとも日
本紀天智天皇三年対馬壱岐筑紫の国
等に防と烽とを置とある有関の事なるへし
居なりし此の地にし又此所の東なり宰府と
宰府の鬼門の方にあたれる故にし竈山
本朝の竈門の三社の竈門と同しと
ありとく其上の文書祝部の神職の

西に於て傍りぬ大宰府の鎮守苅萱
の関とて名高く其寺に至て東の方と忠や
しけり是を文明十一年宗祇の文明二年に
筑紫より下り此所にて旅の日記に書し
筑紫の大宰府の内に此関なりけるや九州大
宰府より九州の通り九州より陸奥の毎年に
陸奥大宰九州の要津まて府にまかり人の上
の事の東海道より陸路をも此関を置と
宮とは宰府より関所の中にて関と号
しや苅萱関や何某ら此山にて死せし其
妻と彼の伝へ物語に世俗にいふ

中作りしまゝ五重塔の奥つよき廂の桧皮ぶきの宮居を
りよく見わたらかたらや白楽天ほころの人かうて

彩花 初雪の実寺氏のことはへつるべし申すさめにへなり
花より山にほ系つ名にかけ乱れし 初若の実 花荒散
元俊

高雄法師出居にし波の秋
殺なるぬ名なにもいふ其とはとていふかるる
初草の霞

汗谷家

山田村の境内より難儀渡の東西の車よりて大なる
二十丁余り昔と大木多くありて常盤林なり今は
昔の家の者もよとて楠二本残りて昔はにて大なる
楠なりそれのころろ二万五千五百年余りの昔楠は
なりして有神功皇后羽白熊鷲を討んとて当
所のえたより松林の上より移りまし御所に上置を
御覧のあり成に為せる心地御遊ありて是を皇宮
の家は今昔の寺にて青き白鷹の下神功皇后
此社にうつ所をのあ成の東村中の所を寄
社に社ありて森の下に御仏を羅皇泰の西方
手にして彼所の宮を造るにあらしやされを
そ思ぬと思ひて先の歌を寿の文よみ
しさし有ることなりしに昔とさよ
老々よしなり今は社のみなれり昔日にた

土宮所天神なり今は新堀阪の東の山田の新村に
あり又昔は此家の跡りより山田村なる近年新堀
阪の東の山の上に移せり
万葉集に大伴卿の家の事を詠せしはかくてさる詠あり
多かり君の歌ありといへとも大伴卿の家の神祭の事
宅に大伴卿の家の家村又あり候なとにて紅葉の今に存せり 大宰大監天保
ハ大伴卿の家の古蹟をかしこ神のひくより家古跡

白川

今の宰府の天神の鳥居所西南にあたり一丁ほとにして
後撰集に檜垣嫗かうたに白川とよめる所に往持

かりに大弐藤原興範朝臣のまかりわたるついてに水た
へんとてうち寄りて水こひけれは水をもてきてよみ
侍りける
としふれはわか黒髪も白川のみつはくむまて老にけるかな 檜垣嫗
檜垣嫗の事は今昔にも見えしにかの歌を白川のあたりにすむとそ
歟すなはち大和物語にもむかしかの家も今ハ白川の
あたり汲みしといへるものなる一説に白川ハ北浦に
かの歌秋月家記に肥後国風土記とかいしより俗間の
あやまりを色々云なかれハ是宰府のまかり
誤りしものとしてなれハ是皇都の所をも
並なりし又大和物語にも紀友則の母にも大弐

鹿好と上とし檜垣の事なる家の有しはなりと記
侍りしかりしよみたまひけりと聞こえ侍りしとかたりけるにて
古人傳る事今に書して彦久傳りし紙衣は都と宮にて報
文に四里より彦室寺へ歩行しと鹿好氏某と
進しそ此宮寺より寄りて見れは紙衣会然
なるに紙衣草被して住み居は出なり世に給り
好氏の檜垣の庵の跡より白拍子彼
此まて宮寺より内の事ありて後撰集
有家も出家して又大和物語にも鹿好氏は記す
りつうもの江よりて宮寺より白川邦十八里
即しも武ん家衆和と記し藤原の白川と

いふ名曰四所より山城東田駅中に至る事と記したり
此の事今は後の世に至ると之傳るは文由世に於て
古しき多く此の事なと上寫書白川と記
事にはしきかりをなし

深川

二百年の間なり生え聖なりし此村の坪の方里五町ほどに有
寄川の湊の田の名と清川といふは八書物にも国
よたり書き記しまた崇神紀抄にも八清川は大字
新濁生といふ所なりとしたりやまいふなと見るなと
やまと和文名にてありとも見ゆるなれと宮寺にて
也寺中やと見えたりけり

## 城山

名所考に高くあまた山々をえらび深く（名所考）
當麻寺の東の方萩原村の上二丁ばかり山あり俗に
信貴山といふ山なり（信貴山）ばかりしるせし日本紀
天智天皇四年かゝる椽城を築かせたまふと
なり城の山といふ城あるよしなれども名所とならざ
城址南北三町ばかり山の内は東の内に北条の内裏
長親のこちらすみ同城と大和の城と四聖院と号し
とゝく當麻院こそ青くて大きくあるの院ありて
當麻院と号すありしかば信貴城山はまた信貴
くるかりしまゝと今に二條の古跡あり

よも文禄八年十二月當麻寺の余し城山四聖
院よりわたし大般若経と修法して大いに寺に有
る時より渡り修法あるなり但城山四聖院
といふ所ありし城山と城山とは別なり城山といふの
所よりうつる時も添へ信貴山なくなり教えたるの
山とよみし中城の内なり紀伊の国に葛の山と
これや往山と伝へるまし城山の外に別にはある
山ありとおもうて東やまりなりし萩原より城
の山の西とよって北葛の国葛村あらる
るは出なり青き北葛城郡より此城
山をや教し當麻寺のかたへ北より今の家

里人より申し此寺越後入道か所によりて去ぬる
息子なりけるかあれはなり此城の方の常に城山にとこしへ
かくの所の在信濃守葛井の連歌をよみしかまた卓
底より備後へ行て山路を鉢に望めけし
又説 御の花さかふくらみつゝ出来かけし此城の山をまきふつて 大伴百代
右此歌は宗長大伴家持是番歌云々の内より
一名家持卿は宗祇大伴にて上京の後備後守
葛井連大成悲歎して作歌一首
又説 今よりは城山の道はさびしけむ我か通はむと思ひしものを
又説 梅の花このまゝの山風に[illegible] 大伴
葛城 此山川歌

宰府の南に葦城の跡ありて青谷寺より越え
行る坂の末に葦城より其の西に出て西より
しとなり
右宰少弐石川足人朝臣遷任餞于蘆城駅家
芦城駅家
一説 天地の神も助けよ草枕旅行く君か家にいたるまて
[illegible]川を今日見ては万代までに忘れかねつも
女郎花秋萩まじる葦城野の今日をはじめて万代に見む
又説 [illegible]
葦城山[illegible]
右宰師大伴卿被任大納言臨入京之時府官人等餞卿

信州[illegible]国[illegible]なり[illegible]四月の[illegible]
一条 月影とりの[illegible]にしと[illegible]あそひて思ふ
[illegible] [illegible]とゝ[illegible]けり[illegible]をしき[illegible]こりそい 所々作歌四首
[illegible] [illegible]けれ[illegible]の[illegible]とも[illegible]月の気[illegible] [illegible]なうらてし

能登家神社

延喜式神名帳に能登国[illegible]の神社一座
[illegible]しその日社と[illegible]田村にあり 藤田村の[illegible]村[illegible]村の[illegible]を[illegible]
[illegible] 村[illegible]甘[illegible]用[illegible]社[illegible]南に[illegible]
[illegible]の神を[illegible]
[illegible]明神とも[illegible]り[illegible]の
[illegible]社なり[illegible]に[illegible]和
天皇貞観元年正月廿七日能登国従五位下能登[illegible]
[illegible]神に従四位下を授[illegible]り又[illegible]天皇
[illegible]三年[illegible]能登国従四位下能登[illegible]
従四位上を授[illegible]社より能登国[illegible]
能登より能登国[illegible]今とし一国なり[illegible]の上に
[illegible]社[illegible]の人[illegible]
[illegible]人の[illegible]神[illegible]
[illegible]今能登[illegible]
[illegible]と[illegible]とりしり[illegible]
[illegible]の神の[illegible]と[illegible]能登[illegible]神[illegible]

縁の下 日役と以て之れハ日本の東西北の境
なれハ風土記の謂ふ所なり 蒲原氏村ある故
神宿りし此社のやしろより 飯塚村に移
る事とも土として天宮ふる事也 上條ま
つらし 飯塚上杉殿ハ日吉宮の流を汲む 上條
三年蒲原飯塚住の日吉宮御造営の時は
先宮と七ケ処に移れりて中に遷して其後
慶長に及びしと云ふ此村民ハ今も移す社
社と云ふ事を十二月中の卯の日に祭りあり社として
移設の時より以後かへでより 神事より其の日より
飛井より[illegible]なり [illegible]

此外中山宗派
をまねし

飯塚村

飯田村の隣り村なり 此も飯田と同村と合せて一村
なりし事あれハ社より 村の東の方に小高き所あり
是を塚の跡といふ 飯塚は此社の古名なりし所在き
其跡なり

飯田村

北東は飯田の代より[illegible]と日吉の中元中に此村
飯塚新村三ケ所の堺なる東山の上にあり
三国峠と下田村と飯塚村の間に流れ川ありて
二村を分つ

## 續命院

そもそも寺の西南にあり昔九州二嶋よりそ
宰府へ民ども久しく逗留し病として死し
或路頭に臥しなとしけれは少貳朝臣岑守是
〳〵是をあはれみ續命院を建て田を付畠をも
自て病をやしなはれし但而清俗不乱才罪之義相
二年十二月承和多年の條下に曰故太宰清原大
貳從上尾輕臣太宰守上而大宰少貳岑守時に
續命院一所と定て四王院の金年中に作位
に力を伝はえ八人長く後生の年をとひてらくる
是れみかなとい叙て具に解文を依て白管

九國二嶋之民或公或私往来相續其數
輕者暫經時月其事畢者竟歳始還客寓
於府倉之下借宿於閭之間若病纏身午
旦不随官舎寮非養病之處主家爭逐
皆悪死之人遂使露臥道路暴死風霜從
有將得痊愈之以寒死者十而七也矣見
其如此深救恤聊建續命院一處檜皮葺
屋七宇房一口墾田百十町以擬飢病有
志無力庶幾万一地隔人遠軌儀難周轉
以屬人東僧疎廢若遂不因心力恨之願
之從己休望令府監或典一人及觀音寺

諸師匂當其事相替之日一事已上皆依
實勘謝若不加修理令致損及非法費用
之類並以官以法論此文末上聞ありしを
太宰帥ハ上古ハ親王任じ以て源信を勅
記有て曰忠撫黎不忘監察條序縣邑盗之
聞控告見此姧納实知忠察速令所司得
六所語匂當之官迁替之日与奪解由一
准國司又類聚三代格の義和三年の條を
全除一兩右ハ此ある条ニ修理貴の分七字等田拾
町小野太守解し称ミ被乃師教ミ是以それハ
後令乃隨ミ施ミあらミ廣く沒なりしに陳を

西の町まで繞り今ニて村の名となりぬ西ニ西ノ方ニ流
下條川に隠れ天神社新ニ成ハ村中ニ立堂あり
し所なりて曰ふ事まゝ詳しからず今ニ至ぞ由

天満天神

関戸村の境内竹林叶の東なる田の中に有是ハ
宰府ニ左遷せられ給ひし時にて衣服を召
を脱て村長ニ賜ひ石ニ今ニ有なれど又
社を作りて天満天神と号す

兼備限

渡りて西ニ有り町有
大より南山田村

井相田村ニ居たり此所ハ宰府ニ詣ル人ニ食ヲ施ス所とし
浄念[illegible]此所ニ[illegible]雑餉隈と云ふ村ありける
又宰府ニ参詣する人の雑餉を施したりし所なるにや
町の[illegible]ニ通ふ所なれバ是より[illegible]ニて候
下[illegible]院[illegible]所ニ居し

白井村

雑餉隈より東北ニ当たる村なり村中ニ白井と云清
水あり本白井とも云ふ井韓と云ふ[illegible]村の名とす
井とりしと云ふ木植て[illegible]ありし太宰[illegible]国[illegible]ニ
白井の上ニ[illegible]上るの[illegible]汁[illegible]とし

九所天神

白井村の隣なる村より[illegible]の方ニ大宰府の[illegible]ニ村
あり又[illegible]中ニ叢祠あり俗ニ云ふ道の[illegible]四[illegible]の
[illegible]ニ大宰ニ[illegible]し[illegible]として[illegible]天神ニ[illegible]
長[illegible]の[illegible]ニ女の[illegible]人の[illegible]
し[illegible]と[illegible]の[illegible]二方なくて[illegible]ニ
[illegible]と[illegible]ニ[illegible]の[illegible]と[illegible]
[illegible]の[illegible]やニ[illegible]王[illegible]ニ宰府天神社[illegible]
[illegible]なり[illegible]社の[illegible]と[illegible]ニ[illegible]
しと[illegible]の[illegible]とり

乙金

[illegible]より[illegible]て白井[illegible]より日本ニ三[illegible]

まり来り渡りし時ここに渡り給ふ故に浜と云
故に名付たり此を四王寺とありしを東乳の附近
しれ木崎村と名付今は居りて乙金と称す

### 唐山

乙金村の東にある山なり此より[illegible]山と
東の麓に宇美村より井野村より大金村の方より
気比の南の谷にて名を唐山と云宇美より通ふ
通りたる道を[illegible]井相の南に出る也

### 中村

乙金村に隣りて同じく[illegible]村と原田乙金
隈村の各別なる郡の境なり

### 牛頸村

天判山の西にありて[illegible]村なり谷平長
又[illegible]村の[illegible]
[illegible]
[illegible]

### [illegible]村

[illegible]村と天判山の中にあり[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

なり五嶽山河草木の類に至るまでその理と
して而生ずる所の理なれハこと〳〵く太極を備へ横竪
為す所横竪の理によりて和合せしめて陰陽して是を
しるす　人生まれて五行の理を天地山河草木に象り
陽を主として万物に生じ四辺
竹木を植へ果物にて返々に作り出して五嶽山の日に
土ハ五行の中なり天ハ四方土に依て陰陽の間に在れハ
天日山の土山に擬り版図塚の五行に至つきて
風雲雷電となり五行より出て
雲霞霧露雨雪と和して
年中に四時ありて三百六十五日の

無量の四時にして六十三百六十五度の
陰の陽の気にて五行を生じ
万々の天地二十四気の
冬至より
冬の気
上中下
其より
発して
山の
天の

名とも飾る義とて来たしたま 与多る三年余人
汁にて五臺と名附けり 又千手千手観音を補して其後之
名市とな 法花経を写し 経を書写せんと定
しよ 船て来朝す 仰に三所にて嶋に至り
平和二一道寺を来りしたる 理をれは各各は経十 参
く集りて仰ありる多くの衆法の経所にし併より
是と申して寺を依りて 是山と号し 善山にて寺
大いに依国の善光寺を建立し 本尊の像不至尻
出定依多氏仏 作りし仏たつ経をかきなり
詩歌其他玄奘にて の かつ名付流すたる
陪ありて其後も寺を院に不をされは其尾と

是迄の縁より
善光寺
信夫山般若院と号す 上野国群馬郡村本尊
薬師佛 佛藏院の寺に三郡山口村本郷町
中より十二坊山 本宗と切落し 帰依と判ありて
りの堂宇十二社あり 又大星天の像なり是も本尊
殺の化とて日吉寺なりて 荒尾長者の家に寺を建
悲し昔に大寺にして 院も多く 玉院七坊
ありしかとも 今は寺中に坊寺あり院其上坊 是となり 塔坊
日吉の僧の国より来り住し 又なり
かく今も是迄の 佳院も 荒尾長者 此寺と云

是より内に[illegible]して死去の時寺へ届
以来より日吉二所の僧来りて化の修行致され或
[illegible]寺へ入り然れ共当寺は[illegible]
是は彼僧もし日吉の本尊の[illegible]
ならの事し藤堂家村に有り今も大日といふ昔
日吉寺にて開基也初は道場と申し弟子に帰り
大念寺と申す寺也寛永年十月廿五日に長崎奉行
[illegible]を致す事有り是に長崎奉行村井
喜兵衛村浦上村[illegible]村村山村山里村付に大猷院
今の所の別当坊有り其地を作り畠とへより長崎
今の僧上と申し上様御所の御朱印被下候

三年に永代是を長崎の内寄附の定有之
然る時長崎の町屋の内出来候村有之候
まり[illegible]今も其所の跡あり寺有之其
長崎の奉行より当寺の内寺有
[illegible]にて[illegible]上の三年の時
条寺の[illegible]寺の事より[illegible]寺
[illegible]寺の事[illegible]年中[illegible]
[illegible]天皇上[illegible]の[illegible]
上り山内湯流の恩にて村に願望有
一とぞ云

天拝山或ハ天判山といふ

或茶村のうへまりより出る青き岩山芭のこまかに
ありけるを長政公の御時に此石を取寄られ
此石を彫ていにしへ御国用具の器物に用ひ給ひ
窓を拵て書物を閉ひおきとかや其石を是を視
しりし者手を延て石硯を作らしめ此山を名付けり
頂に天神の社あり世俗に云伝ふ昔は此地に守護
公の天神を山上に安置して崇敬し奉りつたへ
きしよし申しけれは天帝より天満大自在天
神といふ号を送られしとかや又は菅公の御霊を勧請しけるとも天満天神
おかしかりし所に此社の繁昌より石を取出して天と
なし其いはれにや此石を天神山石と号し此社の

内に有る此岩を天神と号し此社の裏より掘り出せりと
いひ伝へしかは三年の昔天神の御筆の御板本をまの
あたり見るに其所に神徳をかうむり此社の宝として
尊み此山を御影山とも称へしとそ此の前に在りと
いへり

竜王瀑布

まつ其の前は岸ちかくして見事なる流れを成
布引の滝にも似て此瀑布ともいへり時々
雨降ては水まさりて此所の下川の中に石多く有詩と
那智なり

天判峯頭仰役蒼顔 心成満散盛况

御衣黄石変成岩五百年来流水香
領主大僧都信懸謹題
正平二年十二月廿五日

荒穂明神社

天拝山の上大岩の有ける所に社有り基本にありしより上る岩
を権三郎と云ふ者有り其の岩ハ権三郎と云
者有り此岩上下の者ともに呼起権三郎の
者にて社有り此社を那珂郡基肄郡の本庄村の荒
穂明神社と御遷しあり依てより宮に祥ると云ふ
者共と云ふ今日九月九日那珂郡本庄村の
明神の社と並に此両社共に大社なり九月十九日
是ハ社の此様所に出ありしに真の住所にありしに本庄村を
除きの者の社に城山の上より山に宮移し本庄村に遷
日社有て城山の上より上に参りしと云ふこの神の御事
に候事を一に此三所日本記に相見え云々
那珂郡延喜式に荒穂大明神とも云五位下と極る
由社より西の峯に老人三神代巻上巻を云ふ五十猛
神天降の時多将樹種而下然不殖韓地尽以
持帰遂始自筑紫凡八州国の内莫不播殖
而成青山此荒穂明神ハ五十猛神なり筑
紫を日本と云神の最初の天下りまします所ハ筑紫なり
上古よりさればこそ此の宮に祥ると云ふ依の

清今ことを設るなりとしるへり

湯町

玉造村の湯國なり出雲寺より寄宮寺にいたる
里ほど東にあり温泉四所にあり神農と称し
効ありとし里より来り浴する事多し因て題詩
伴前に秋芳得る蕃長門隠節まの詩に相信
過後入夢晴望孤盛小一寺西府温泉地流而
運多及西年日詩にありて西府温泉地を出ず
又の温泉の事にや又其の湯元となりし温泉
とへくしや

陽原

村の東なる國の中に松が岡といふ所あり今に礎残れり
五輪なと今にも土中より出る事ありといふ昔日の事を憶ふべく
よりて此所の事は陽原のうちに陽原といひしや

天山

原位置より西山と並び東に秋月の郡あれはこの
天山のまたの名と云ふ天山村の上にて天山といふ山有
おとしおや 五山の中の意をもつて天山と号くといふ孫りより
天山の間四方まての里のこしまたの山にて大山岩宇
方なりつ手はよ岩屋なれり其外に山寺多し又
岩の下松樹生して不動をたて仙たる石多く長
武乃様となる程なる岩ありて其所の岩窟に四尺あり

甘キの岩なりて西に生出し里民は未男作女の岩
と云ふ今里の老人ともいふ又美濃とも書るなし
未男作女と書き候條孫兵衛第十濱の由緒
家と事りし男女の事の事也未男作女の岩を
り此所海濱洞より奇観河原の里にて丹後の海
邊にすゝめみなりに浴令して各村し在り之

古堂村

武藏村の南にある村の内出よりいふ所に荒九長
なる屋敷跡又外別所手一所ある古跡に長谷寺の
某寺と云寺あり荒れ寺にて本軒澤と云より

二日市

昔もと此よ二日市と云ひて九町の市立て今は市は無き
町の三方町より西方に城址ある古跡にも有之

紀運寺跡

二日市村の民家の二方に寺園の上にある寺の旧跡紀運
の跡也寺より云ふ毛三紀運寺の跡といふ
寛永の後寺號に改め長二年天人七人
其より施し寺坊寺を没落しの事あり
ある事すこそ

日石村

二日市村隣村なり菱田の中…
…

甘谷の水附菊の事とくとく

菊水

風俗通に云、南八黄及天和山井し、黒は是は里と天と
流谷の水も深く、山は石と出りしに甘美なりし穿井と
ろするあり、よりて是りとよりて何は甘と云ふ四十人の
者は々て汁をのまりて甘そはりて、すりて谷の水の人はそ
長生し年しゆらし、れの事にて菊萩をとし甘し、然れ
し穢し、又天和山上より是ひしよりて天に
祈りてのりしよりて甘露の汁を出し、石を見て甘味き
山の菊露に露にして出世長寿の例に林の中に誇
なり長生人寿命の事様なる人を生して文章有の詮もかなし

九汁谷に甘もち水甘水のみにほらぬ深谷の酒の極の也あ
南七里に渓すむ谷の出て極を汁をよりて谷へ行し文典
同じ菊汁に有りより汁に而して杯の事に有り抽
あらし人の志も見しりて、そまして白日に見り
りけるみて人の者の右とのして有何の名なるを
是は汁のにる見に彼人の枚に有を見ひるの有り
とさし谷のをに後に是をよりて是て又於はより是高し
深く谷の者にて水の見をとより汁に者に後とも他に
国で見る劉氏か家の清者を取り名とし
有家は年れは此へ、さうまて
葉とり取小渓とありし手温いれ年き渓

村と唐土国に四しと云村に上る溜池とてこれより又これ
ら台と称せしといふ大白其后やうやく荒廃して置しに葉と
共ふ溜になりし跡を武なりといふ今に陵傍に式
年数ありて祀とり上宮と社前の云伝ふ相分より
同村之所在之頭の水南少し割れ溜の境に同村の
内なる村の堀下より流れ出る水南に流れ千年
川と又流河より流る水と少し合し下流に出て又
池頭市より流る芦城川と南へ分かれ千年川
と又合し峯岸の川と下流に流れ出る

千峯寺村

山口村より三里大峯有て山口村の間にて上古を
ふ称せし千峯寺といふ峯有りし九品仏と村の名
とせし其峯と強盛にし西峯に薬師佛あり菩薩
堂岩窟に薬師如来立つ山城より移し
寺は火に焼けて残りしとや今は其峯寺跡はなし
峯岸と云て其の下にありし薬師仏と書
ありし地は源山と云寺と塔あり一宇と来到せ
湯舟に在し九冬て其一宇を薬師く堂を建て数かし
もより南の山と称し北条団代に移しなり

斤野

吉殿若寺といふ寺有りといふ今は圃と成ぬ其所
其所に七十年の陰有りといふ寺ありしとや今は荒れたり

山家

豊前宇佐郡安心院の里佐田山庄深瀬川の辺と云て
日出の府より西南田へ行又より北東の方へゆきと
長谷の方へ下て東西の通路にして甚遠き所なり
国東の村々より民家多し又是より二日市と
云所へ行海に近し南北の大路と云
右の方へ西へ出る也

御手洗瀑布

山家村より谷へ下り東の方田所へ下る大谷の
東に当る岸に落岩を伝ひて下る上の段より十二丈
又其下へ別れ流れ下る二丈斗の瀑布なり又其下
又其下の瀑布有り其下に佳景にて又瀑布
落下る其下は山家川の支流にて又下に
なり又今迄見たる中に絶景なり

大滝　小滝

山家村の東南の坂より山家の町より二里
余町斗の上坂の上より下り山家川の上流に
の中なり川の辺を長三十丈余の大岩の上に
岩の上を流る水の其方へ落て又横に三
四丈斗の所を下りて三十丈斗の流れを下り
五丈斗の大岩に当りて下る瀑布有
側の岩を伝て大滝より小滝迄も下る

堀の口のことくかこひてたかくそひえたる溝の
侍士多く立並ひ事あり追入し也今はなし
さて左右を挟みて大なる八尺斗ゟ十丈ほとの石を積て
しける跡今も存せり修理する時は猶今のことく
此所にて馬を追入る所也

山家牧

冷水嶺の南にあり長政公の時仕立られし馬牧の
地なり東西長さ三里斗南北四丈余あり其中は
山家村の内也此牧ハ山家村から冷水村大曲り村へ越る
内野村よりも内野村より牧出てゐるとそや
まし則七百九年まて存せり長政公の

牧やミ坂

筑前國續風土記巻之九終

筑前國續風土記巻之十二目録

夜須郡　四拾所


朝日村昌寺　二村　安野　屋形原
古庭村　日本町　砥上神社　並長者宅址
勝山　嶐山弟原　東小田村　玉蟲大明神
松延傳　長者町　末曾堤　金泥水
千間溝　緑松　野町　栗田村
栗田八幡宮　目配山　松尾　老松大明神社
三箇山　季屋權現祠　阿弥陀峯　大神大明神
楢原村　日木村　長谷山村　婦夫石
秋月　上秋月　切幾山　江川

延喜式西国修陵主祀也七十

牟婁郡

日本紀にいはく仲哀天皇九年壬申新羅征伐に
神功皇后廣田住吉神を祀り則ちとも奉し阿旨
熊野大神ありて二つの名字に置て同熊野
若(経)して本宮則本宮ともいふありま其后とも呼て
安より本宮社より牟婁の里字をとりて二十八
度と牟婁の三か村を牟婁と南を名付けたり
境いは南を中とし候より東北を志摩
境とし山を隔して西北を河内等に隣り
境は山川なり又利かかつた土地険阻にて

荷待村（ノトリ）　古所山　八町戯

来栖あり　此和名抄に来栖郷を東西と有り
今は栗田より東を来栖といひ西を西来栖と
和名抄に出る来栖郷の内の名なるべし有
中の庄（今根上村の辺をいふ）馬田（今中村の名）寶来　雲提　川傍
栗田（今中村の名なり）
今来栖と云ふ所は左の村の名なり
東山田村（枝田村 枝村）茂根田村（枝村 属し）三宝村（小川村 属し）
松尾村　長者町村　四三原村（枝村 属し）三宝田村
（下村 小川村 属し）根上村　且木村　朝日村（二村 属し）牛木村
吹田村（枝村 属し）赤坂村　篠原村　千代尾村　俵谷
馬田村　上浦村（早川村 属し）上浦村　三宝木村　松尾村（枝村 属し）

吉田村　久米村（枝村 属し）上宮山村　鶴見村　大久保村
三宝田村　下宮山村（属し）東村　栗田村（枝村 属し）保井村
（卯川村 属し　口川村 属し）三宝尾村（枝村 属し）持尾村　和尻村
（保木村 来栖田り 三ヶ山村の枝村とよし）中宮田村（根村 属し）
且木村（属し）白川村　大谷村　菩提寺村　浪口村　土井村
（女男石 村属し）長谷山村　下関村　泳長村　上秋貝村　下秋貝
（谷川村 属し）地谷村　江川村　上平子村（属し）
朝日村　田思寺と云
村中に朝日山田思寺といふ寺あり　西蓮寺といふ末寺
伴なり　是は大師作
七條の一なり　今

智村より西北の方にて十三塚有南北にならひ
其外に東西に十三塚有り相並ひたり
二村ともにあり　内東西の十三塚は今少し
高く但世大友家の族等其上所の屋形にて戦
しけるあり　族後の其所信ありしに　其墓
方にかゝり山家辺にて族の人に族は墓に葬りし
頃と云ふ三百人討死の時の首を同しくして塚を
十三築きしと云ふ　しかれは此ほとりの国
中の十三塚なり　又作間にも有るよし
説は疑はし　十三塚の説は其辺の所にてしるへし
二村の村西の方より当村迄百丈余也

日村北にはありしと寛文初年まては日南東には
十三塚並ひてありしと前にいへる町とされし所の名にて
北なる十三塚といふは十二村に稲を植に
町の南側は東側に有り　北側に西向き高
とり　二村合て二町ほとにて村の外に有と今は
跡のみなり

安那

東山田四三ヶ所東分三村の内七町ほとに屋敷
東の方に有り是より西の方より里程の
ちかき田畠なし　其西北に東山田村の枝村
在る所に又福地の西北に東山田より是迄

長命の内十九日　当郡に田畠なし　皆平らなる所此
来なり四三嶋の南山限脇をの方へ川をも隔て
まり山限脇をへだてゝ東西別をなり四三嶋の
川と流長くり出て那珂の方へ流る
昔は家多かりしよし今は民の家わづか也
本堂寺師太宰府の使太宰丹治次保時に遷任民部
今もそこに（かくやとしきこゝに寺ありしもやつくろひたる）

屋形原　上方郡より屋形原村より来る古地也
四三嶋の隣の東に屋形原といふ所あり寺子の中の
五郎の有しを屋形の五郎といふ屋形原の五郎兵衛
の人の子孫なりしかれども其住所不知

石根村　石根といふ所あり那珂の堺に在りて大野郷
中尾村の枝村也中尾村民の居住なり
石根村を福岡民の居住也　其中に天神の社あり
日本の神社と石の根を祠し其中に四十余の玉を
寺号しといふ山号なりとて民家の後に小堂あり
ありし村の名を石根といふ太宰府の中に
町の名をも石根町といふ

日本町
因州より民家多く集まり此町を成しより
町数は南北の町の南北弐拾三町　人数三百三十六人　竈
拾七人　馬牛百七拾三疋　此所延宝四年頃なりとぞ　其より以下

十一月九日入滅す今に至る迄二百四十七年

越前加賀能登越中越後信濃出羽奥州三河国

の人々参詣す其外の国々も遠路を厭はず

多く来り参詣して各其利益に預り候て

諸方へ弘通せり夫より奥羽へも弘まりて末々

門徒の人々越後能登の国々に至り候上人の

より天下に弘まり本願寺の御一家の門跡

方へ経て教化の外に法の如く今の法義多

くなりし其外諸国へ経て上人の伝へ御

舎と安長寺を本願寺となり称号なり海道

開山親鸞上人より本願寺の法主を継り給ふ

今の本願寺の御寺なり其内に此本願寺と号する

所は本願寺の御堂也又安芸の

国本願寺に於て本願寺と号す安長寺又安芸道

太和国寺の御堂を継し佐渡国へ御本尊を

安置し伝へ来りし其寺の御堂は本願寺

安長寺の御堂と号す是に於て本願寺

と号す本願寺の御影を安置して安芸に

安長寺と号す本願寺の末寺に此本願寺

の寺号を継し又本願寺へ往来して安芸に

本願寺の本山として本願寺の寺号を継ぎ

此安芸に於て本願寺の御堂より安置する

其寺の御本尊を継し又其寺の御堂に

能別寺の御本尊と号す御堂も本願寺御影

象国ニて秋月に申しハ日本人を住居候
して秋月様実ニ申し代金百枚を頼ニハ三条様
古来を誂候ハ日本ほしく思ひ金を取りて帰
枚に分ち金子七拾枚を礼世の時上ニ方へ差上申候て
御本丸御用番の豊後守様の御ためにもハ下されとらいにて
未だまてハ上ニ金を取り者ろ役松平の茶人とも
呉服方中にも右あきて松浦ニ三人ハ秋月主三人にし
多く差出して七拾枚の金を取りて松浦へ百枚渡して
の役に金を請取りして松浦氏より来る主君の
まヽ請ても松平の茶人三人召り候て是を書く
九州にて金の事ニ御座候と見へ有之なかりしものなり

御本丸ニ住大御所ニ基本末村の用番ニ而天下の
やうや御本丸大御所ニて御本丸ニ来り人を喚し御
内ニもとし付宝川陸奥の監使を又人々を喚し
日本を上り御大御所ニ何某監使ニ二人八人と称
承りて陸奥守殿へ参り日用申す様ニ申
御手の上ニ其義を御取り申て異人召より当所ニ参る
人日用ニ参り候ひ申て御座候て其時に
但松平衆の事にりうや是陸奥守殿の
くハ主ニ渡る処の事と聞ニ居付られ
御上ニ申出て上下御乗し大名も是れしかの参り
て仰りし大御所ニて御仕有ニ被為上て来りた

とーしや

## 堤上神社

堤上村より四五町ばかり左になれば中に小森あり樹茂りて
杜と称するの三社なり中なるを神功皇后左なる
を住吉大明神西のかたなるを八幡宮と称す此社の村の
中にありて東より四り社家なる者は申すに八神功
皇后新羅を討ちたまひし時住吉明神の守護ありしと
而して新羅の中なりしことをしるしこれ中より
宣りて聞しめし御軍を命じ皇后に先立ち給ひて
ときみかどあやしみ給ひ住吉と号して此の所に渡し
給ひしに由来して後世に至りて神功皇后と称へ

祭りするなむ右の大社なりしに元の三所なく
御祭りも此の社の横にあつかる今日は昔の古に
再びしたるを神事と奉り村民と祝ふ又九月廿四日を
例の大祭として神事ある事なり両会式を以て侍祭せし所
此社より南五六町ばかりに東本といふ三輪ありて此の
森の下に田村より寄合る小祠なり此村より
上男女らしの保式をしてやはり本の家々より村にて秋
月民より二町の神田を所持せり是らは今に祝の例
中程昔より汲みて祭りを執り行ふと見えたり
社より東にあたりて堤井川鮎の村より廿五丁ばかり
山とは堤上御井なるべしまた山かけの田よりも近し

但上徒にて信ずれ仕え三尺上ミ之帰是へ石にて大石
二ッ又但上在所より二町斗下ッかくされたるをまよ
石ヵ有 吹田赤坂但上三ヶ村の分也田の内村之下ハ但上在所の上ヵ

八重長者宅址

三重村の下八重と云所より有り川原の外に礎有
かしと云所と雑用にて今はなし上ニ社有
三ッ尾村より八重長者也の宅地有長者名ニ孫とハ
さぞ有りの昔くにてありしや五箇代ハ岩
深なるし星の址の宮ト様子ヵ石ニ有りたる
あるし

勝山

三重村の枝村より勝山云谷の奥の山よ
大竹多く生じ宝文初より是の竹を取て田
子の諸事に用ひ每年十二月に是を
是を切

山限村

四文の東南に山限村有山尻村有山上に塚
あり山際に出て新田の跡の院ありて旧跡
後ニ深村に属し南の方に東西七町西
三方二つの本も新田跡に所し屋敷に塚
坂有東の二つの本も新田四三間に塚山に
家本の地多く尾後の地ニして本し塚跡の也

くりの陰にたてありとこそ南北通すし阿弥陀より小
阪東宮前なり寺中在山下に山陰権現の社あり
此の義詞ひなり先山権現の勧請はとこそ不知れ二
月十八日に祭礼をなす権現より出山羅漢までは森
東山と云ふ寺は羅漢千体村より山の西の方に羅漢村
山の南に当る但し羅漢と東の方の北に至り
但上村より四町余り山陰あり山の西に二方
二里余りあり東は羅漢寺に属す羅漢
の山陰村と北は大寺より元和七年に此寺へ
上り込村に属して

東小山田村

同村の西南の方にて府中を距ること八里許
あり此所も小山郷の内なり昔は西の方大谷村の名を
とし小野路村と合せて一村なりしと云ふ
十一月羅漢寺も此村より東の方なりしと
三字小野大里にて四山陰山の麓に羅漢の
山麓の東大野村と合せて今の大保村の東と
云ふ所に小山寺の西の方の岳より近く
又同大谷村道て北へ田府に出て田中の
東小田より小野の西に大野まで里中五丁に
横浜の大保村の陰に海浜三宗の大
西方今は大保寺にて広大なり東は小野と

自此合戦をし而東山田の西ニ至リ大保といふ
所ニ至ル年記もなし其より大原ニ至ル也小野原より
あつまりて大保村の南古戦場と申ス大肥
是ハ西ニ出し合戦しける村より南の方四町
計に西ハ保の三方ニ有又東の方五十町斗ニ而又戦場
あり出迎ふ者ハ城数多あり

玉垂大明神社

草場田村の内ニ有と云ふ而より村ハ男女
二拾なり民俗ハ皆ハ服従甚多く支路となふ所と
なふへし

松延城

松延村ニ有此の西ハ甲斐権れハ村里よりの
城なり

長者町　ニ而すへし

日町を　長者町の長者の役ニ而上西村の下　八幡
長者の屋敷なりし其の里より長者町と云ふ
其の昔ハ本に社より出而より村里へ弐里有た
六里有り

鳴呼塔

御領家山ニ而西上村の塔なり当田ニて
松ふの塔なり其氏ハ八幡其々鳴福と称し
是はかりといふ　又其塔の其の北ニ鳴

めくり　それハ三十余町村其辺ハ一里の間長さ二町
程の廣さ也　一面の事にて見る様なり

今泉水

高田村の内某房の程よりなる泉流れ出て水なりと
いふ今は五十軒程の家に水出て高田村より流る
程よりも少し山の上より出る村民是を冷水の流る
泉といふ也其流れ谷を下りてまた流れなし　落合より
流れ出て清く流れ其辺より
下る流れ下りし所に落合ふし越後国其外にある
村より出る某の村より出る　其上にありし大河
辺流る也といふ

ちゝ津

浦其村のはなれ千隣の村をさして大字の清水
水面のなかに清き所より水をとりて早田と
名づけて種をとりといふ

緑松

上坂隣村の某の境なる上といふ所に松とて松一樹
有り　なる某村の辺に里人よりいふ所は百余年
方隣の緑色といふ所に古き松の由来あり
日根の上にし田と其下にて緑の松といふ所を
三丈ばかり也　其今に残れり　百余年の大なる枝の
二本のみ残りて枯

野町

此町より秋月町より西の方佐渡の松か崎へ通ふ
三条の南に有り是より一里余有此町より西の方松か崎
の辺へ行又五条より長町かたに至る又は
御所より三十丁町に有て町に東寺の門と王の町
此所に至る所を号して早しと云寺と云東の宮の
町と云へ桜井村の枝村なり

粟田村

粟田村は東の山の裾村の東にて北は白川の尾也
東山の麓青蓮院粟田の西村一村にて粟田と号
其後大国の御粟田口二村となりて其
の所粟田の旧より東山の今も見東山の内より

青蓮院村は是より今も東山三条粟
田の枝村粟田村とも村にて侍也

粟田宮

粟田村より東の森の社二座西に大明神体
八坂の祇園と申神祇伯皇后の社
と云ふ祇園と号して皇后御すの社
祇園に社ありて御やかの社の
天皇天皇四年皆大臣の祭に宮を号す社
社とまて祭り御本社在祇園山の祭に
あへて其宮とそろ神の御社ある
しと云ふ五月五日の祭に八日の神事有

松井庵より東の方に社より十町計南にあり
此社の前に桜の古木あり其外の園あり山上に寺
二ヶ所あり神功皇后を祀りまつりし所と云御旅所
是と上云ふといふ

国祝り山

一栗田山上云の東なる山を国祝山と云ふ二方に見る
所なり里人の語るは昔神功皇后祀りし所の四方
とみえたりし是国祝りと号せし

松尾

一栗田村上文の南十町計に在松尾と云所なり国の五大
日本紀白皇后紀に鎮座を勅して権現

云より其彼の方に遷りたまふ事ありて栗田を祠
神功皇后なりとの心に是れは北紀に松尾と号
遷りたまふと是れは君が代にて出でまさしく此処
山城の語す二町の松林松尾是となりといふ

西松尾明神

一栗田村の松村に寺あり常に有九日廿五日也
天平二年十月廿日社に松実を施世栗屋つといひ
今も此宮祀宮家の例にて御社を御次と称す
賜りて杉を植ゑ此宮家の古松伝はりしとみえて
是とり此家の祖と返祓し是れは数多の時に宮寿
まさに返すく秋の神と数多の事ありて是れて天保まで

社人ハ多く入り是ヲ顧とあさいハ在ことより多からず
彼といへハ社僧寺住居是ハ何程の社僧実ハ法の後
神ハ是をよりもなりしつ当社も多分おりしてあるより の
当宮其ともあれハ本社門風形しかしや社行く
本社よ其移りして是由ハ所役ともてある社人分当
坊立よふありて社り坊七代まもし思まてあつしたり
とありきんまし大の中れまかたハ様名光りの由緒の祖旦
弁覺宝院二百年神籍とあつて當田村より
うり社家寺ちまぬり小陰にて外村ひかよの一
乱よりて刑部といふ是よりの社にて天神のれらりと立を
御中に社としてま村大神の神籍と様し社人か

始まりよりたてるかとふ所の是百年の此をさと則山
社とあらうる是三百九年中川院宗宇寿府乃
中社と寺よりし附由来より中神籍とも宗寺寿は移
しをなりる又年中年よる中年依り請花し
右は数当社の跡中いよ所にとまけ明神と
社ハ大ふし奉し社不神ぬる宗寺寿の社
依大名と社中も社以下いま中まて住まし是
是よも此録より

三石山　玉泉権現祠

根所ハ飯田村の川上根か又谷の中に三村の境地
中村と玉山村梨本村なり二並村と根田村

しりへ山と御岳川筋村より三森并上ヶ金峰
田村乃上平まて下山村乃鍋木之又ゟ平乃
大黒山村とれ前村とし桶木金峰曲り口ゟ北村に
続きて三村と申てし三富山と云ふ杣河彩と七ヶ山
御岳了四ヶ細分とし九ヶ三村八代村ニと云く
これさ深山之谷の内ニある天の川とそふ金峰
谷なる也深くして是ゟし黒尾根沢の祠ニ金峰山
村より村なり白河牙山岩にあり谷の下谷川の傍に
昔人の三石あり中宮下なら猪木小流に大井
往来ニ大汗大黒石ゟ中の小川し大木にて三斤形九く
してまあとし山麓のあり大金山ともなもなし

大山ニ村と称ニて名山室洞の山深く谷に至
南谷の山深く峯々の名を知らし此の下なる谷川乃
傍ニ大石二ヶ所ニ三石ヶ横たハり清流し出る民俗
の話しに隠居の如く日光と大谷やの光生安しける村
飛来りて天狗の鳴くむかしと云伝ふ山中の三石
名所也へし是山の名にて是又宮民ゟ三里まて
三里の所ニ候て降しは水とを是御岳に納しまち
人多し候て来り之社まいりとそして中と宮に
谷三ヶ村の三富山の二ヶ所ニ候て本宮山明社
深沢三里程田代上なるの東中乃五ヶ村山に
日山の二の宮まで中ニ山に奥か竹の三十四五ヶ村

比叡山の上の麓なり　雲母坂の峯より下りて
なりとて　かねをとりし谷　雲母坂に上り
たる山の峯や加茂にて　ちかき　北の峯につゞく
けさいの谷といふ　雲母の方よりも山の峯より又谷あれ
田村より東北の山とたてをして　北白川の方に
下りて村の西をふる谷の　すじの村より　北白川と
申とり

阿弥陀峯

東村の清水の上より今熊野村より阿弥陀峯
よりの山なり　此の山より南の方に　嶺より東の峯を
見て　此山をして阿弥陀の形とみえし　是より

やくさく人皇　後白河院より　東の麓にて寺へ人の
行基菩薩　家来年して　其人々を浄土寺と称し
時に十一月の廿日に西ノ里村の民にて東山
枝村なりしに　西の民を此れ村に里人の内
よし　社をたてて人を定めて　今の東山の西の方なりし
のちに　堂をたてて阿弥陀をまつる　西の東の寺を
建立して　仏像をつくりて食をたて里人を迎へし
て　寺社と仏をまつりし仏像をたてまつりて
西の民を多くあつめて　是れ里人祭れて
又仏と寺に仏をまつり十二三月の寺社に仏を
まつり　其里寺の神事　山の里の祭礼なりしと

ゆゑかくハ誠に是も狐狸の化けたるにこそあるらめなと人々言
彼の僧[illegible]ましと思ひ人々申あへりし是より又彼所に
宿りし[illegible]てさまさま[illegible]なり彼の物共を
見るに社の傍[illegible]女と[illegible]と[illegible]を
みて[illegible]しる[illegible]と村[illegible]しと彼の物ともあら
ずけ物共[illegible]の後[illegible]山[illegible]より海の[illegible]
にて[illegible]て[illegible]山林の間[illegible]程
[illegible]し死[illegible]なり[illegible]して[illegible]
[illegible]し[illegible]流[illegible]里[illegible]山別
[illegible]程の化て[illegible]流[illegible]て[illegible]の
村[illegible]なり[illegible]

## 秋月谷口

依井宿より秋月の谷口なり是より秋月まで
[illegible]にあり[illegible]村[illegible]十一町
嶋八十[illegible]三[illegible]秋月より[illegible]
ありし村と[illegible]十[illegible]関[illegible]依井あり
秋月町より依井宿まで道程一里八町あり

大神大明神 依井村にあり

是[illegible]神[illegible]神社
出[illegible]の神[illegible]
なり大神大明神[illegible]社[illegible]
[illegible]大神[illegible]大明神[illegible]

する事は神どもにて陸地社に備れなり日本紀に
仲哀天皇の九年秋九月庚午朔己卯神功皇后
諸国に令して船舶を集め兵甲を練らる時に
軍卒集ひ難し皇后の曰是神の心なるべしとて
大三輪の社を立て以て刀矛を奉りたまひしかば
軍衆自ら集れりとあり此時皇后の御兵を汲りの御事にて森
日本紀に筑前国日本紀を引して気長足姫尊
新羅を討んと思ほして軍士を徴に衆集り難し
其時軍卒を在中にして迹見して是を
に依りて大三輪の神を祭りて於
日本紀社と云ふ在て社を奉かとと云ふ則

且社の事なり本村より三町余北に有昔は日向神社
此處は大己貴命を祭る社の西十町許に大やしろとて
不知名の宮あり是也又外に此社の名あれ共定めり
しとぞ今は村の氏神にて祭礼も此村の
頃其跡の社なれば是等今猶大宮大明神と号し其
多くし下の方の号を用ふ

猫尾村

此村の家の側に善隆寺昔より大あるなりとぞ
此の山寺は東光院と号し今は
流東光院といふ仏像ある寺にて
こと他田の中の仏像の多くありと

名や信濃よりかゝりし 橋は今に残れるとかや 青貝村
并同し頃にかゝる 此村の上なる山の頂に
ふるき形見の塔も 何なりしかなり

五米村

昔の頃より井戸を五米といふ 泉水の清らかなるより出たる名なり
青貝氏の落人の住みて土民にまじりしとや 青貝
より後に此所を開き 畑を耕し 住みたる者の
五米の枝村なり 五米を五米と書きたるは 五米より
里より出たる名なり 五米と書きて 五米といふ橋あり
野とよばれし 五米と書くに 其の秋の頃に 此の
月をおもしろく眺めしとぞ 云ひつたへたり

芦谷山村

青貝村の向ひの山下にありて 此所を大和の芦谷
となづけられし 芦谷山といふも 信濃の宮ありし
ゆゑに此所を名付けたりしとぞ 其里を五月
種を植ゑ村々の人々ひろく向ひの村へ移りしとかや 村の
ほとりに住みたる者 住みたる五ヶ村の青貝氏の者より
この村の人々の住む所を 山上の此所と
いふ 此の山の頂に住みてより 此所を信濃の宮に住む
とよばれたるより 此村の名となりしとぞ いふ
古への山の中に住みて 此所を此山の民とも此村の人の
多くは 此山中にて 此界なり 大和の国に

らいのよし帆と王田甚兵衛より取寄見しに
其形ちのなり昔記と違ひなし旧し

## 踊支石

村浜長村との名は是より大石二つある故なり名付し
名付くる事は是より民家の夜月さへ出で来る由なり
此故に是を又踊支石と名付けたるとぞ言ひ伝ふ
曽備村の上に在る吉田村と申す所の人家の外
麻之にて踊支石とし名目に石の残りしと云ふも
なし皆の上に人の家の中に居りて見ればその踊場
石のあとに大石二つ三つありて石の上に取られたるを
旧しと云ふ

## 秋月

日本書紀曰天武の御時秋月氏の先祖豊後より来て曰
秋月氏は高田氏と日向にて高千穂神社の宮
祭主の末代伝えて高千穂の守護となり
三国の内高千穂の里に住みて大隅の国に
其家の主に秀る大隅の氏と号し後に在住
正氏子の明石の月読の里に号する大隅氏
来住は大隅の守に在りて大隅の氏と家臣
高千穂と秋月と称す事にて旧来
秋月と号し後に高千穂国に来り此所に住けり
其の名は秋月と号するなり今の村名の

信州男村上氏の事跡ハ元　飯富家ゟ受ミ
国吉田武極桃井中にて村上氏世々同所に住居す
又晴信村上の四十余度信国とて其名も高し　村上義
住所なりしとぞや　此城を古市山上の要害是村上氏
代々の城なり　天文の比武田の甲州より取攻め
就中此元より出て攻め信濃中井某家臣
殊に量に在て村上氏　企救四国何れも三国の内土着
組より天正の年中　土着武将の与力其後伊予に
し内陸実に嫡子十一年　一旦其子細に
之ニ其子川内に居て相果其後家督を
ゟ内後来て能登家臣　其子孫より後の

乃其中国と堂川隆元と戦ひ村上掃部候は嫡男
備後にて毛利と語らひ村上氏とて其後存命あり
之に日本に農民に住居し其後村上氏に加りける
其後四国にて長政ニゟり五島に村上氏を遺
其の孫文国にて長政が嫡女を王田某助にめあはせ
其子の村上の作の子孫也けり天和年中に
長政ニ年ゟ五島に来り是を存じ候て御預けに
子孫其子ニ家臣ニ其後の代々を割て長政の
此子孫五島中長崎にて三宅ニ後日御支配ニ
住居ゟ宅永年中五島に居形として今の家臣
の其下村上ニ其後五島家にて其子孫ニ其後村上の家系

多くつらなり町並より其中にも又奉行屋敷を
取めぐり山林（ケイミョウ）うるハしく緑の陰深く栈
糸しからは土崎の湊まてきてり田中なり
海上は抱返る豊嶋の森雄物川の
末の落合ひき山路のところなれハよき梔ところ下
上野の陸山の方より男鹿の浦ハ三方ハ海にして
鬼よりあそうし山あり左は三方ハ男鹿しけ
市は出羽四方に少し八所は西と長谷南と湯
海口あるは鵬の森にあり秋田の要なる山と双六台
小字ハ本山に長谷山の南の山や山のめぐり三所ありて
（他山より隔り北に勢もり山より七十五丁ほどあり）
月とかハ一出外よりいる所又同じ

其次ハ秋田領の名物の産物をしるす
御国の土産第一秋田の名産 綿 布 煙草 茶 菜
大栗 根菜 楊枝 茶 芙
楊梅 葛 蕨 黒 白杉
錦 ところ 福浜 苧
草 葛 天
蕁 手草 麻 甘草 枝草 紅
心 錦 緑 蓑 白砂
其外山よりも数多し又胃虫ところ是大きなる谷川ニ
蟹（サンショウ）鰈

長谷寺といひしは秋月村にある佛法山大円寺
流なり天保四年の事なり村の長老長谷寺の
事を語りけるを聞くに長谷寺の住僧来りて
寺号を大円寺と改め同月和尚に語りて
長谷寺の山号を長谷寺院号を大円寺と称せしが
又其後に長谷山と号す今はかの寺のみにあり
日本にて同じ名の寺ありまことに寺に付て長谷寺と号せし
とせし長谷寺の仮名を本堂にある寺の号を長谷寺と附
とらへて長谷寺の号を長谷寺といふ則長谷寺に附して
大円寺浄土宗京都四条流秋月山長谷院と号せし秋月村
其寺跡は浄化寺と号せしが今の大円寺の跡に

ありしが寛永年中に大円寺といふ浄土宗の代より
移されて長谷寺の号を大円寺の住職と号せしに
其後に長谷寺ありて大円寺を改めて大円寺の
住職仮名を号す三年の寺に長谷寺より附けて
其院天台宗今の寺に長谷寺と号せし前の住
職として書記せし時秋月村君月に礼しける村人
の村の長老にて寺号を改め附せられしに浄の浦に
秋月の土地の古き寺より秋月の事を訊ねしに
昔は大円寺に温泉ありしに天台宗の五百地を改めし今の温泉
なし又の流れの土は秋月に残る其土地の湯の
湯のありし所なれば昔秋月氏の世に城郭ありしの跡なるべし

古之城跡より五丁余西の城山の傍にあり
荒平山秋月邑の隣也荒平村の中にありしより
里余なる山なり上古は此所の城主より難征
しき所也秋月氏の家人の多く此辺に住ふ也秋
月氏の墓所の旧跡有天正年中に荒しむ其後は
屋敷ことごとく荒れて畑やと成る他所の旧墓三
天正十三年三月廿四日逝去の二日前に逝去す
る秋月寺に秋月村の界にあり古塚寺より出て
其所に古墓は甘木村に有る寺の十二世の墓所
なり秋月氏世々先祖の墓所なりといふ今も
寺にもあり古墓の所にありて其所に古墓あり

古は浄土寺の跡に利ありて寺のあとにあり
三ヶ所しる其後秋月氏の墓
ありし所は寺の地より古墓の所に有
西方寺の跡は山の山や古寺とて
常楽寺の古跡は浄土寺の所に有る寺
の古跡の石碑の銘ありて其後何某
ありしが寺は潰れて後荒れたりし所
跡にて残りし又秋月種実の墓所あり
自ら寺を建立し其より寺の跡なり
天正の三月廿日逝去の後に上向あり
しれず寺に有り秋月種実の墓所の跡は方

して備よ家臣の用ニ右とて一日ハ先陣にて家臣ハ
豊前の段々と上ミ五萬の軍旅を催し日ハ敵の地とせ今
十日とて日向御出馬ありけり日向御出陣筑後国
在陣に秀吉まで参会のし判陣所を定め
し秋月種実か陣の中よ上方の勢陣を見せ積月ハ
参向し秀吉公の陣へハ日向の御陣を対面して
後に島津の一揆たると立所か前陣の勢ハ島津の
ニ之を揺し薩摩方へよく急ぎの退散なしさかハ
龍造寺政家筑紫国ヘ先陣として薩摩をせ下し
皆をも秋月も其十よ御陣ニ降参とくら
自今以後秋月も種実ハちてんとて

秀吉公の軍勢ハ秋月の軍のいかゞしけん
事を聞て薩摩の手ニとられ秋月種実も出陣
御手まへ参りて降られけるを見て種実も降参して大代
知らずれハ日本家臣なしいそて秀吉まてと
つまくつきけるに降参して事を申しける
島津義久遂に秀吉公の旗下ニ歎き出て
見えて居りしに秋月種実ハ筑後の勢を降参を
申すり御島津家久も...
島津義久以後...
高橋の石田と...
自殺しける...

有ことを盛事として祝言を以告し然かれハ書伝の
語し日数をへしなれハ今多く春を催すへき
事なりとも此ことを記してあまねく
祝なまき事ならし祝を申事に作門の祭を
まつて来るもの有りやかれハ恐をなす作し
しや又今日吉事の節にて大いにして長四方の人
様三を立て下をく廣しさし山形に似したる故
割りたりとることし

## 上狛月

上狛月 俗には狛月又上狛月の元居住より
作倣そ上狛月村の言多く字を上とする 此上狛月は誤なり

其御の言きハ右祇園の上にて四社ときめし祭の神 兵俠者
三社中光を以祗陀明神兼光を作吉の明神西社く
本門右にて王子宮を南に向り後深草院の宮流
年中此を以て宮中にて祭るをハ二社三座有りその
四社を奠ろ神右の四社を豊受大神なり
東の一社祀尾明神日東の一社ハ祇園と祭る
社中に右の者指す之社之橋有り九月十五日に
礼を称ト山母神無を以て若宮の神
子下て中居に参り又四日祇園の並にて橋本
の衆有但隔年にも上を称ト古へ流鏑馬有
りしか今は無し六月晦の夜戴の後有りと云

此の間に生れし人は揖取とこし且七日より参詣し
是れを黒崎山といひ日社にて来たり此れ神ヵ為杉村
是より弐町ばかり杉目の里に日本の事にて
なれば三民其家とまりし代と主を神に祭る所
其作法三月三日より代主胃を祭りし神と
言ふ事は家毎に其家の事を祭りし事にてまつり
其神といふは家主の事にて日社にあり
事に従例にまつりて年中事を行ふ神の民の里
引続き事にて祭りし年月を改めし

切孫山

上杉目村の間に小谷といふ枝村より三里余り

里より北に其山の傍のよしにて南の方へわたり
居にて十二三町計り東北は玉花より葉の
上り所は拾弐計の有る山上にて其又の廃木
遊より其家の家のかしまりくりくとして
和らかなる石をもて切割て井口より谷の
も玉積の形のよりくまりて是とし在る

小木ヶ沢

白川

杉目の川上流より杉目村より大川
尾張井の大河にて流れ続く
黒河道なとより上の府領の山七村と

郡も河内と云一村にも皆三河の内にて五百石
ほと有ますの其川上にも上五六百石の所出家有り
以最なり出家の内ニ大寺の寺九六
里斗ある国中ニ谷深所多くれとも是より下ハ国
郡と見へ方々大畑かみえにつけり此所郡の中出上
野郡の内に佐渡山佐田山迄三郡の中へ至寺社
深郡の三十山形加茂郡の井桁佐土郡井原山
大隅又ハ信濃より河内の山中に大名多く村
々ニ在之所の思ひ々村々大体ハ名多くありて是
其上の里々国中ニ山中の村里多くありて是
日本中の大名多く方へかへらハ村々にて是

多くハ山深くより出れハなり大半村々畑田
かずまかれ土村大分に見ゆ田畠の高一万七千石あり
され共山中にハ大名多くして穀くらしかたく是を
聞て毎々村々ハ山林の利を多くありて人数
出る又は村々上村ハ山中にある大也割に
入らぬれハ山林の利を年々かさなる上に本河内
又は此上百石に万石ハ一百石か五ハ人数四河内
田中其外本家の内にてハ人数多く札山中ハ
湿気深く百の民用具なきゆへかなる出入山
林の利多くして机屋をも取かかへし又ハし
其上山中の民の本家に係りの所なり山地に

かやうの事は九牛に人は馬数多きより日本也

荷稲村

秋月の東古府山の禅師より日本紀神功皇后の紀に
田村出雲ありと云ありて上代よりし出雲の事
かうちに立る文字有り今に賀茂村より居所
しもに秋月民の住居所なりけれ佐々木ゞの所
有自畠を廻て三段計有荷稲と云所上杉目村に
ある村也民家少々有大今小出より〳〵青の森
村なりしや古かし文字に加て大刀村し荷稲と
ふ所より下村也居りて秋月の東の山とて高山に有り
右所山

荷稲村の上下東の方より東になりて秋月の東の方ニ長宮かし
坐す所にて上よりし宮きれ秋月の上に高く有り大なる根を
申すくは申文白山より下白山の多宝より山上より白山
根々の秋の駒ヶ村の奇とす方に有九日山之上より
在ニ宮中有荷稲村より平安を門に三回ともあると
上るは五宮宮の方とかしく水石多く親新花し荷
稲村より白山の行を過て手取河有又川の方に瀬
にる所有きりしかりし易しき漸上りとて
里人申す有又秋月寺君の嶺より出て五を名所り
山の尾を上に石中くろ山とて岩尾をも水の寺上
なり五宮三段斗りあり青の寺址なり秋月民の

踏証を信ずるの社より西の方一里計やま有。岬の陰に
みたらし岩有。五色の岩に[illegible]多く付なり。高山と名付
かり山寺。岩には厚生はけ多し。旅衆の開にて代
有所なり。高山の上に[illegible]かかる岩寺あり
なれは昔は旅人の泊る所と云。見えし人[illegible]
事じりぬは聞かれ候と寺に詣でたる。[illegible]の下に寺所社
出来る寺所有。例として大岩に下向宮人の行
一日夜に千人の堂をととらる場所有。東の間の村に基
安置の方に大岩下に信仰の社多し。出羽山権現
社の後にも数多の寺有。又関東の方に五形の石に[illegible]にして形
容しぬし。岩谷の形多し。五百の傳に中に有

常に水たえずして岩の上より下に落る。[illegible]
あつまりて岩に泉して岩の上より谷の底まで多く流
して山内に一つの滝有。往昔より又岩の下より来
の方より岩の所計の石に至りて岩の[illegible]
彫なり。岩の中に[illegible]ありて、ここに岩流して岩の下
五岩の形に見えし樹木長く生茂りし。二十余樹木
多く生茂りて岩上より下に、かかる流し[illegible]
有之則にて又[illegible]に大岩に、大岩有りて其
下に石の座有りて、其の陰より[illegible]の供養と成り
して、参拝札多くして五百とあてて又其下に[illegible]十七
又大石二つ有。各長サ七八間ほど有。其西の方に[illegible]

是文字様に流したる事八百年余り前に於て
是天暦二年曲をうけて三百年に及び今日まで
くだし給ふと様々にして文の書写して今日まで様子
の様なり然るに其子大永の末の頃墨々書写とき
げし文は其年の頃兼実のしるし九月書写の筆の様にして
其書れたる筋也

八何試

是出陰の前やしまれと何某ある八何試とふ事あり
毎年の事をなり定家の七年に色紙是長の御前
是後の身は侍るに一位を給てた古八何の位を帰る
給しと定り兵しい里等に出て書切写より是

将何試とみえ其後衛院後の時月を書
是を御して是将千何文時の後此是を書
上り書しを給て是間の文字書是は其中に是を書
人の書し又八何様の付文年より定の書を持して帰るとく
其の細やか後の仰中文に是我世にの将何試と
給てて兵しけて書付や将とて尊公書の持月あり
千時の後是書に時より是後に書て文持り
集院へ書を出して書なし

相承御記第十七

[illegible]

[illegible]葉は[illegible]　神[illegible]

[illegible]

[illegible]